

(略)

東京都監査委員	山	加	朱	美
同	吉	倉	正	美
同	友	渕	宗	治
同	筆	谷		勇
同	岩	田	喜	美枝

平成28年3月15日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

法第242条第1項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認めるとき、これらを証する書面を添え、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補てんの措置等を請求できるものである。

本件請求において、請求人は、(1)用地測量委託契約（以下、「本件契約」という。）に係る道路整備事業に反対している住民が多数いることから、本件契約の測量対象地域となっている土地所有者の半数程度が、特記仕様書に記載のある立会、署名を行っていないことが考えられること、(2)本件契約の受託者が、その履行に際し、私有地に無断で侵入し測量を行っていること、これらのことから、本件契約の一部の成果は認められず、本件契約に係る支出（以下、「本件支出」という。）は違法・不当であるとして、その金額の一部返還を求めているものと解される。

(1)について、請求人は、本件契約に係る支出行為を違法とする根拠として、本件契約の「測量対象地域は反対者が多く、土地所有者の半数程度が、立会、署名を行っていないことが考えられる」との見解を示している。

ところで住民監査請求には、「事実を証する書面を添付しなければならないとされているが（法第242条第1項）、その趣旨は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで住民監査請求がされる弊害や住民監査請求が乱発される弊害を防止することにある」（平成21年6月30日大阪高裁判決）とされている。

本件請求における事実証明書等をみたところ、請求人の上記見解を証する書面が添付されておらず、請求人は、見解の根拠を請求書等に具体的かつ客観的に示していない。

また、(2)について、請求人は、私有地に無断で侵入し、測量を行っている根拠として、事実証明書の写真を挙げている。しかし、測量法（昭和24年法律第188号）では本件のような公共測量において、「測量計画機関^注」は「必要があるときは、国有、公有又

は私有の土地に立ち入ることができ」、「土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめその占有者に通知しなければならない」（第15条第1項、第2項、第39条）とされていることから、当該写真のみをもって違法な測量行為であるとは言えず、請求人は、本件契約の受託者が私有地に違法に侵入し、測量していることを具体的かつ客観的に示していない。

したがって、請求人の主張は、(1)及び(2)いずれも本件支出の違法性・不当性を摘示しているとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。

注「測量計画機関」：「公共測量」を計画する者のこと（測量法第7条）